

温暖化対策推進法の適用を受けるか否かを確認するためのシート

[表紙](#)

注意このチェック表は、すべての該当要件について整理したものではありません。また、地方条例については記載していませんのでご注意ください。

[早見表](#)

法適用の有無の考え方

- ・2006年4月から特定排出者は、温室効果ガス排出量の国への報告について「温暖化対策推進法」の適用を受けることになります。
- ・特定排出者以外の一般の事業者については、努力義務として温室効果ガス排出量の削減に係る計画作成と実績の把握及び公表について「温暖化対策推進法」の適用を受けることになります。

手順

1. 省エネ法による第一種特定事業者又は第二種特定事業者、特定貨物輸送事業者、特定荷主等に該当しているかを確認してください。
2. それ以外の事業所においては、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガス算定排出量が法定の事業活動において法定数量以上排出しているかどうかを確認してください。

[法定の活動\(施行令別表7から別表12\)](#)

省エネ法の適用状況	特定事業者等の区分、事業活動の区分等	法適用の有無
省エネ法の特定事業者に該当する	すべての事業所(連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む)(原油換算エネルギー使用量の合計量が1500キロリットル以上)	特定排出者として「温暖化対策推進法」の適用を受ける
	特定貨物輸送事業者に指定されている	
	特定荷主に指定されている	
	特定旅客輸送事業者に指定されている	
	特定航空輸送事業者に指定されている	
省エネ法の特定事業者に該当していない	二酸化炭素(エネルギーの使用に伴って発生するものを除く)の排出を伴う事業活動を行う事業者で、二酸化炭素の排出量に1を乗じて得た量が3000トン以上	特定排出者として「温暖化対策推進法」の適用を受ける
	メタンの排出を伴う事業活動を行う事業者で、メタンの排出量に21を乗じて得た量(二酸化炭素に換算した量)が3000トン以上	
	一酸化二窒素の排出を伴う事業活動を行う事業者で、一酸化二窒素の排出量に310を乗じて得た量(二酸化炭素に換算した量)が3000トン以上	
	ハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動を行う事業者で、ハイドロフルオロカーボンの排出量に地球温暖化係数を乗じて得た量(二酸化炭素に換算した量)の合計量が3000トン以上	
	パーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動を行う事業者で、パーフルオロカーボンの排出量に地球温暖化係数を乗じて得た量(二酸化炭素に換算した量)の合計量が3000トン以上	
	六ふっ化硫黄の排出を伴う事業活動を行う事業者で、六ふっ化硫黄の排出量に23900を乗じて得た量(二酸化炭素に換算した量)が3000トン以上	
	二酸化炭素(エネルギーの使用に伴って発生するものを除く)、メタン等の温室効果ガスの排出量(二酸化炭素に換算した量)が3000トン以上であるが、施行令で規定する事業活動を行う事業者ではない	特定排出者として「温暖化対策推進法」の適用を受けない(ただし、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を作成し、これを公表するように努める)
	施行令で規定する事業活動を行う事業者であるが、二酸化炭素(エネルギーの使用に伴って発生するものを除く)、メタン等の温室効果ガスの排出量(二酸化炭素に換算した量)が3000トン未満である	

[特定排出者](#)

[特定排出者](#)

[\(資料\)温室効果ガス排出量算定方法](#)

[一般責務](#)

[一般事業者](#)